

# 「グループ共済」「きずな」募集はじまります!!



病気やケガ、日常の賠償事故等のリスクの備えはいかがでしょうか？

## 「グループ共済」「きずな」とは・・・

### 1. 各種公的給付を補完することを目的としてスタートした 鹿児島県学校生活協同組合独自の福利厚生制度です

(この制度の引受保険会社は明治安田生命相互会社・明治安田損害保険株式会社です。)



### 2. 日常のさまざまなリスクに対応します (制度一覧については裏面記載)

残されたご家族のための保障、ご自身が健康で長生きするための保障もご準備できます。

### 3. 配当金で実質負担を軽減!

「グループ共済(生保部分)」、「きずな」、「就業不能サポート制度」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。2024年度の配当実績は以下のとおりです。



制度名	配当率
グループ共済(生保部分)	47.954%
きずな	30.841%
就業不能サポート制度	8.227%

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。「グループ共済(損保部分)」、「総合医療サポート」、「医療プラン」、「所得補償制度」、「リビングリスク総合補償制度」、「医療費給付(先進医療型)」、「重病克服支援制度」、「健康づくりサポート」には、配当金はありません。配当金総額より制度運営費等、制度運営にかかる事務手数料を控除し配当率を算出します。※ただし、保険期間の途中で脱退された場合には、配当金の還付はありません。

### 4. 年末調整(生命保険料控除)の適用

お支払いされた掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

※「グループ共済(生保部分)」の本人・配偶者、「きずな」の本人(月額掛金)には200円、「重病克服支援制度」の本人には100円の制度運営費が含まれており、これらは生命保険料控除の対象となりません。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。



### 5. 退職後も安心して継続できます

「グループ共済」「きずな」にご加入中の方で、組合員を継続される場合は、退職後保険年齢75歳まで団体扱いでの継続が可能です。

※「就業不能サポート制度」「所得補償制度」「健康づくりサポート」については在職中のみでの取扱いとなりますため、退職後の継続はできません。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。学校生協のホームページにも掲載しています。

保険(加入)期間： 1月1日～12月31日(1年更新) ※保険期間途中での変更はできません。

募集期間： 8月～9月 この期間に加入や変更のお手続きをお願いします。

この期間に制度推進員が学校訪問等をさせていただきますご案内します。

ご興味のある方や説明希望の方は学校生協までご連絡ください。

鹿児島県学校生活協同組合 TEL : 099-225-2666

# 制度一覧（一部抜粋）

特長		制度名
残されたご家族のために	万ーの場合(死亡・高度障害)の一時金の給付 <b>※配当金還付対象(損保部分を除く)</b>	<b>グループ共済</b> 【生命保険】【損害保険】
	高度障害・死亡時の家族の経済的支援 <b>※配当金還付対象</b>	<b>きずな</b> 【生命保険】
健康で長生きするために	病気やケガによる就業不能に備えて <b>※配当金還付対象</b>	<b>就業不能サポート制度</b> 【生命保険】
	ケガによる入院・通院・手術・死亡等 外出先での携帯電話等の破損	<b>リビングリスク総合補償制度</b> 【損害保険】
	病気やケガによる継続した2日以上(損保部分は1日以上)の入院・手術等に備えて (所定の生活習慣病、女性疾病も保障)	<b>総合医療サポート</b> 【生命保険】【損害保険】
	病気による継続した5日以上入院等に対する給付	<b>医療プラン</b> 【生命保険】
	先進医療による療養を受けたとき等に給付 入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合の給付金等 <small>※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください 「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。</small>	<b>医療費給付(先進医療型)</b> 【生命保険】
	三大疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)に備えて	<b>重病克服支援制度</b> 【生命保険】
	病気やケガによる就業不能に備えて <b>※所得補償保険部分については無事故戻し返れい金対象(掛金の20%)</b>	<b>所得補償制度</b> 【損害保険】
	日常からの健康に対するアドバイス	<b>健康づくりサポート</b>
訴訟に備えるために	業務遂行に起因してなされた「住民訴訟」・「民事訴訟」により職員個人が負担する争訴費用等に備えて	<b>訴訟費用制度</b> 【損害保険】

※グループ共済は、こども特約付団体定期保険と天災補償特約付普通傷害保険をセットにしたものです。こども特約付団体定期保険と天災補償特約付普通傷害保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※総合医療サポートは、無配当医療保険と医療保険をセットにしたものです。無配当医療保険と医療保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※この制度は保険期間途中での変更(脱退含む)は原則できません。

## 掛金等、制度内容の詳細はパンフレットをご参照ください

